

【医薬品名】 レンバチニブメシル酸塩

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[慎重投与] の項に

「肺転移を有する患者」

を追記し、[副作用] の「重大な副作用」の項の消化管穿孔、瘻孔形成に関する記載を

「消化管穿孔、瘻孔形成、気胸：
腸管穿孔、痔瘻、腸膀胱瘻、気胸等があらわれることがある。観察を十分に行い、異常が認められた場合には、中止等の適切な処置を行うこと。」

と改める。